

贈与税の非課税枠の注意点

贈与税とは、個人から無償で財産をもらったときにかかる税金のことです。毎年1月1日から12月31日までの間にいくらもらったかを基準に計算し、財産をもらった人が税金を納める義務があります。1年間にもらった財産の合計額が**110万円**を超えた時に贈与税がかかります。この**110万円**を**贈与税の非課税枠**といいます。この110万円の非課税枠は相続税の節税にも効果があります。例えば親から2人の子に10年間にわたり毎年110万円ずつ贈与をしたとすると贈与は非課税で合計2200万円の財産が親から子に移転し、その分相続税を減らすことができます。尚、**贈与額が年間110万円以内なら申告も不要**です。

親から子への贈与の注意点

親から子に110万円を贈与する場合でも、110万円を引き続き親が管理していると税務署から110万円は**親の財産と判断**される場合があります。このような問題を指摘されやすいのが「**家族名義の預金**」です。相続税調査では一般的に死亡した被相続人だけでなく相続人の預金口座も調べられます。後々相続税が課されることがないように生前贈与を証明する書類を残しておくことが大事です。

生前贈与の証明はどうすればいい

生前贈与の事実を証明するのにあえて贈与税の申告するという考えもあります。ただ、**贈与税の申告書だけでは不十分**です。なぜなら**贈与税の申告書は基本的に贈与を受けた受贈者が一人で作成するもの**であり、**贈与者・受贈者双方の合意を示す証拠にならない**ためです。証拠を残すには・・・

- ①贈与契約書を作成する
- ②銀行振込等で履歴を残す

→実際に贈与されたという証拠を残しておくことが大事です。



定期贈与に注意

贈与契約を締結する場合も契約の仕方によっては予期せぬ税金がかかる場合があります。それは「**定期贈与**」とみなされた場合です。次のような契約を締結すると**定期贈与**とみなされる可能性があります。「**現金110万円を10年間にわたり贈与する**」という契約を**1回だけ締結**しその後10年にわたり毎年履行した場合です。この場合は「**現金110万円を贈与する**」という契約を**10年間毎年契約**し、毎年履行すれば「**連年贈与**」となり毎年110万円の非課税枠が利用できます

まとめ

贈与する時の目的として「相続対策」という方も多いと思います。折角、生前贈与をしたのに相続の時に相続税が課された・・・とならないよう十分ご注意ください。尚詳細については税理士等の専門家にお尋ねください。